

社援基発0328第2号
平成31年3月28日
第1次改正
社援基発0327第1号
令和2年3月27日
第2次改正
社援基発0604第1号
令和3年6月4日
第3次改正
社援基発0329第1号
令和4年3月29日
第4次改正
社援基発0623第1号
令和5年6月23日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（ 公 印 省 略 ）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における
「外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業」等の実施について

「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（平成26年9月12日医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号、厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知）の別記2の2（15）「外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業」、（30）「外国人介護人材研修支援事業」、（31）「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」及び（39）「外国人介護人材受入施設等環境整備事業」の実施に当たって、「その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする」とされている。上記事業については、別紙により実施するので、御了知の上、都道府県庁内関係部局（外国人介護人材担当）、管内市町村（特別区を含む。）、関係団体、関係機関等に周知を願いたい。

別紙1 外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業実施要綱

別紙2 外国人介護人材研修支援事業実施要綱

別紙 3 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要綱

別紙 4 外国人介護人材受入施設等環境整備事業実施要綱

外国人介護人材研修支援事業実施要綱

1 事業の目的

外国人介護人材の介護技能向上のための集合研修を実施するとともに、一定の介護技能等を有する外国人介護人材に対する資質向上支援を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 実施主体

都道府県（都道府県が適当と認める団体に委託することは可能）とする。また、市区町村への補助により実施することも可能とする。

3 事業内容

(1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施

都道府県等の管内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人（以下「研修対象者」という。）の介護技能を向上することを目的として、集合研修を実施する。

なお、他の在留資格で就労する者も含めて集合研修を実施することは差し支えないが、その場合は合理的な方法により費用按分を行い、上記の研修対象者に係る経費のみを補助対象とすること。

集合研修の実施にあたっては、以下のアからオまでの内容に留意した研修実施計画を作成すること。

ア 研修内容

研修内容は、介護技能の向上をはじめ、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考えられる内容（「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」、「文化の理解」、「介護の日本語」、「認知症の理解」等）とすること。また、研修は講義（座学）のみならず、演習を取り入れて行うこと。

イ 研修体制

研修講師は、外国人の介護職員を対象として、介護の領域の講義等を教授した経験を有する者など、研修を適切に実施することができる者を選定すること。また、通訳や日本語指導の専門家を配置するなど、研修対象者が効果的に学習できるような体制を組むこと。

また、研修対象者の入国年次等によって介護技能及び日本語能力に差があることが考えられるため、研修を実施する前に、研修対象者数や個々の能力等を把握し、必要に応じてグループに分けて研修を行うなど、個々の能力に応じて効果的な研修体制を組むよう努めること。

ウ 研修成果等の確認

研修の実施にあたっては、その研修成果を把握することが重要であることから、研修のねらい、到達目標、修得する技能等をあらかじめ明確にしておくこと。また、研修の開始時と終了時にテスト等を実施するとともに、研修対象者への受講アンケートを実施するなど、受講者の研修成果や今後の研修運営に関する改善点等を把握するための取組を行うこと。

エ 研修期間

研修内容、研修体制等に応じた研修期間を設定すること。

なお、研修対象者への学習効果を向上することや、当該地域の研修対象者同士の交流機会を確保すること等の観点から、事業実施期間を通じて、定期的に複数回実施する方法も考えられる。

オ 研修教材

研修教材の作成にあたっては、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるように配慮すること。

なお、国の補助事業として作成した「介護の日本語テキスト」や、介護の日本語学習に関する WEB コンテンツ「にほんごをまなぼう」を、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等も有効に活用すること。

カ その他

本事業は集合研修を実施することが基本であるが、研修対象者の受入状況や就労場所の地理的要因などを踏まえて、各地域の実情に沿う方法により研修を実施することも可能とする。このため、研修内容のうち一部を集合研修以外の方法で実施することや、研修対象者のうち一部に対し集合研修以外の方法で実施することも可能である。集合研修以外の方法としては、例えば、研修講師が研修対象者の受入施設に訪問すること（施設訪問型）により研修を実施する方法が考えられる。

(2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施

実施主体は、外国人介護人材受入施設における受入体制整備を推進することを目的として、外国人介護人材受入施設（受入予定施設を含む）の職員を対象にした研修を実施することができる。研修内容は、外国人介護人材を受入れるにあたり施設等において必要な準備、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、外国人介護人材受入事例の紹介などが考えられるが、地域の実情に応じて必要な研修内容を検討すること。なお、本研修の対象施設等は、在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とすることができる。

(3) 研修講師の養成研修の実施

実施主体は、上記の(1)又は(2)に基づき実施する研修の質の向上を図ることを目的として、当該研修講師(講師予定の者を含む)を養成するための研修を行うことができる。研修内容は、上記の(1)のア又は(2)の研修を適切に実施するための知識・技術の習得などが考えられるが、地域の実情に応じて必要な研修内容を検討すること。

4 オンライン方式による研修実施の場合の留意点

3の(1)から(3)までについては、オンライン方式による研修の実施も可能であるが、その実施にあたっては、以下の(1)から(3)までに留意すること。なお、研修内容や研修体制、研修期間等については、原則として、3の(1)から(3)までの内容を踏まえて設定すること。

(1) 実施要件

例えば、実施主体において、以下のいずれかにあてはまると判断する場合はオンライン方式による研修を実施して差し支えない。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、集合形式による実施が困難である場合
- ・ 研修の実施規模や対象範囲等を踏まえ、集合形式よりもオンライン方式による研修の方が効率的に実施できる場合
- ・ 研修内容が、オンライン方式による研修でも適切に実施できる内容である場合

(2) 教材・マニュアル

教材については、3の(1)については「オ 研修教材」の内容を参考とするほか、各実施主体において用意する教材を活用して実施しても差し支えない。

また、オンライン方式による研修が円滑に実施できるよう、マニュアルを整備しておくこと。なお、研修の実施にあたっては、国の補助事業として作成した、オンライン方式による研修を実施する際の教材やマニュアルを配布しているので、適宜活用をお願いしたい。

(3) 対象経費

オンライン方式での研修の実施のために必要な経費であれば対象として差し支えないが、例えば、機材の購入を行う場合など、オンライン方式での研修の実施以外にも使用することを想定している場合については、合理的な方法により費用の按分を行い、オンライン方式での研修の実施に係る経費のみを補助対象とすること。

また、オンライン方式での研修の実施において、3の(1)から(3)までと関係ない内容の研修が併せて実施されるような場合や、3の(1)から(3)までの研修対象者等以外の者が受講されるような場合については、合理的な方法により費用の按分を行い、3の(1)から(3)までの内容又は研修対象者等に係る経費のみを補助対象とすること。

5 補助上限（基準）額

補助上限額は、3の（1）から（3）までにかかる経費を合計し、300万円とする。

ただし、例えば離島や中山間地域等、地域の地理的条件により管内複数か所で集合研修を実施する場合や、地域の社会資源（研修会場等）を有効に活用し、かつ、効率的に事業を実施してもなお、当該上限額を超えた経費が必要になると実施主体が判断する場合は、この限りではない。